



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月9日（火） 第9882号

目次

ページ

規則

- 群馬県河川法施行細則の一部を改正する規則（河川課） 2

告示

- 免税軽油使用者証の無効（税務課） 3
- 免税証の無効（同） 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森林保全課） 3

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民活動支援・広聴課） 4
- 都市計画下水道の変更に係る縦覧（下水環境課） 4
- 開発工事の完了（建築課） 4

人事委員会規則

- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 6
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 6
- 群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則 6

企業管理規程

- 群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程（経営戦略課） 6
- 群馬県企業局職員記章はい用規程の一部を改正する規程（同） 6

■ 規 則

群馬県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十一号

群馬県河川法施行細則の一部を改正する規則

群馬県河川法施行細則(昭和四十年群馬県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号まで、別記様式第七号から別記様式第十号まで、別記様式第十二号及び別記様式第十三号中「吾」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第50号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和3年3月9日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を交付した事務所	亡失年月日
農業	01-00165	令和2年3月1日から 令和3年3月31日まで	前橋行政県税事務所	令和3年1月10日

◎群馬県告示第51号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の11第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和3年3月9日

群馬県知事 山本 一 太

免税証の種類	業種	記番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
20リットル券	農業	E08000204	1枚	令和2年3月1日から令和3年2月28日まで	利根郡片品村下平甲36-1 全農ぐんま片品給油所	利根沼田行政県税事務所	令和3年1月20日

◎群馬県告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年3月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡高山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

吾妻郡高山村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和3年3月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和3年2月25日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人介護情報館
- 3 代表者の氏名 松本孝幸
- 4 主たる事務所の所在地 富岡市一ノ宮1654番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して、福祉の向上に関する事業を行い、もって安心して住むことのできる地域づくりに寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、箕郷都市計画下水道及び榛名都市計画下水道の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年3月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 箕郷都市計画下水道 高崎公共下水道及び榛名都市計画下水道 高崎公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年1月15日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び高崎市下水道局総務課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年3月9日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字樋越461-1	佐波郡玉村町大字樋越460番地2 萩原信弥
2	邑楽郡邑楽町大字狸塚字江原2547-4	邑楽郡邑楽町大字狸塚2547番地3 近藤誠生 邑楽郡邑楽町大字中野2369番地1 ビッグ・ツリーⅡB101号室 近藤彩花
3	邑楽郡千代田町大字下中森字門戸川原1050-1	邑楽郡千代田町大字下中森1060番地 株式会社杉田 代表取締役 杉田直人
4	邑楽郡大泉町大字古海字松塚620-3、617-3	邑楽郡大泉町大字古海丙620番地 入谷邦宏
5	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1371-3、1372-3	邑楽郡邑楽町大字篠塚1611番地2 キューブI201号 高橋亮介、高橋佑子
6	邑楽郡邑楽町大字石打字宿畑688-1、688-5	邑楽郡邑楽町大字石打682番地5 石井宣明、石井香里
7	邑楽郡大泉町坂田六丁目872、876-2	埼玉県本庄市西富田762番地1 ケイアイスター不動産株式会社 代表取締役 塙圭二
8	邑楽郡邑楽町大字中野字元宿2995-2、2995-3、2995-7、2998-5、2999-5、2999-8	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

■ 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年群馬県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
別表第二行政職給料表の部八級の項に次のように加える。

参事の職務

警察における参事官の職務

附 則

この規則は、令和三年三月十日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
別表第三のうち六警察の表警察本部の項中「交通安全対策統括官」を「運転免許統括官」に改める。

附 則

この規則は、令和三年三月十日から施行する。

群馬県警察職員の特種勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第四号

群馬県警察職員の特種勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県警察職員の特種勤務手当支給に関する規則（平成二年群馬県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第八条」の下に「第十二条」を加える。

第十二条第一項中「警察職員」の下に「（群馬県職員の給与に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十五号）第八条の二第一項に規定する管理職手当の支給を受ける者を除く。）」を加える。

第十七条第一項中「（昭和二十六年群馬県条例第五十五号）」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

■ 企業管理規程

群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月九日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

群馬県企業管理規程第一号

群馬県企業局公印規程の一部を改正する規程

群馬県企業局公印規程（昭和三十七年群馬県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第六号中「㉔」を「㉕」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

群馬県企業局職員記章はい用規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年三月九日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

群馬県企業管理規程第二号

群馬県企業局職員記章はい用規程の一部を改正する規程

群馬県企業局職員記章はい用規程（昭和四十一年群馬県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「㉕」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
